

船舶事故調査報告書

令和4年11月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	衝突
発生日時	令和3年8月29日 09時30分ごろ
発生場所	静岡県沼津市我入道南西方沖 沼津航路道流堤灯台から真方位150° 710m付近 (概位 北緯35° 04.4′ 東経138° 51.0′)
事故の概要	プレジャーボート新洋丸は、錨泊中の友人の船に接触中、また、手漕ぎボート（船名なし）は、錨泊中に走錨し、両船が衝突した。
事故調査の経過	令和4年5月17日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A プレジャーボート 新洋丸、4.66トン 241-5274静岡、個人所有 B 手漕ぎボート（船名なし）、総トン数なし（全長3.7m） なし、貸しボートみさお
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型・特殊・特定 B 漕手B、特殊小型
負傷者	A なし B 軽傷 1人（漕手B）
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、家族2人を乗せ、釣りの目的で我入道南西方沖を航行中、船長Aが、友人の乗った手漕ぎボートを発見し、船首を南東方に向けて左舷を同船の左舷に接触した。 A船は、船長Aが、友人からボートの錨が根がかりをして揚錨できない旨の説明を聞き、A船の前部甲板に装備されたウインチを使用して、船尾方を向いて揚錨作業を実施していたところ、A船の左舷船首部と船首方から流されてきたB船の右舷中央部とが衝突した。 船長Aは、衝突するまでB船に気付かず、衝突後、漕手Bにけがの有無を確認しようとしたところ、B船はそのまま船尾方へ流されていた。 B船は、漕手Bが1人で乗り、友人1人を乗せて、我入道浜所在の貸しボート店を出発し、同浜西方約200mで投錨し、釣りをしていたところ、走錨して北西方に流され、A船と衝突した。 漕手Bは、釣りに集中していたのでB船が走錨してA船に接近していることに気付かず、また、衝突時、右腕をA船とB船に挟まれ、痛みを感じて船長Aに訴えたが、A船とB船が離れていったので、118

	<p>番通報するとともに貸しポート店に電話をかけてえい航を依頼した。</p> <p>A船は、揚錨作業が終了後、船尾方へ流されたB船を探しに行き、B船がえい航されているのを確認したのち、定係地である沼津港に帰航した。</p> <p>漕手Bは、上陸後、静岡県長泉町所在の病院で受診し、右上腕部打撲と診断された。</p> <p>貸しポート店経営者は、本事故発生場所では気象及び海象によっては錨泊していても走錨して流されることがあることを含め、客に対して安全に関する注意をしていた。</p> <p>A船及びB船の乗船者は、全員固型式救命胴衣を着用していた。</p>
分析	<p>A船は、友人のポートの揚錨作業中、船長Aが、揚錨作業に意識を向け、揚錨作業を続けたことから、接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、錨泊中、漕手Bが、釣りに集中していたことから、走錨してA船に接近していることに気付かずA船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、A船が揚錨作業中、B船が錨泊中、船長Aが、揚錨作業に意識を向け、揚錨作業を続け、また、漕手Bが、走錨をしているのに気付かないまま釣りに集中していたため、互いに接近していることに気付かず、両船が衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・船長は、揚錨作業中であっても常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めるときには、余裕のある時機に注意喚起を行い、相手船に自船の存在を知らせ、衝突を避けるための措置を採ること。 ・漕手は、錨泊中であっても常時適切な見張りを行い、接近する船舶を認めるときには、余裕のある時機に注意喚起を行い、抜錨して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。 ・漕手は、自船の位置を常に把握し、走錨していることを早期に把握し、抜錨して移動するなど、衝突を避けるための措置を採ること。